

障がい者虐待かなと思ったら すぐにご相談を

福井市障がい者虐待防止センター

(福井市障がい者基幹相談支援センター内)

住所：福井市有楽町3 - 4 松坂ビル1F 101

TEL: 50 - 3853 24時間電話受付しています

FAX: 50 - 3824 メール: kikan@konomiti9100018.com

(FAX、メールについては8:30～17:15の対応となります)

通報の受付や相談を行います。

生命に危険があると判断された場合の一時保護先を確保します。

相談があった障がい者の見守り等の継続した支援を、関係機関と連携して行います。

～見逃さないで、小さなサイン～

身体的虐待

なぐる、ける、つねる、打撲・やけどをさせる
部屋に閉じ込める、ベッドに縛りつける 等

身体的虐待のサイン

身体に傷・あざ・やけど等が頻繁にみられる
急におびえたり、こわがったりする
「家に帰りたくない」「蹴られる」等の訴えがある

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、笑いものにする
無視する、悪口を言う 等

心理的虐待のサイン

かきむしり、かみつき等攻撃的な態度がみられる
過度におびえる、わめく、泣く等のパニック症状
あきらめ、なげやりな様子、表情がなくなる 等

性的虐待

わいせつな行為をする、させる
裸にする、キスする 等

性的虐待のサイン

異性に対しておびえる
性器の痛みやかゆみを訴えるなど

放任・放棄(ネグレクト)

食事や排泄等の世話をしない
入浴させなかったり衣服を取り替えない
必要な治療や福祉サービス受けさせない等

放任・放棄(ネグレクト)のサイン

部屋が不衛生で異臭がする
ずっと同じ服や下着を着ている
身体が汚れている
過度に空腹を訴える、よそでガツガツ食べる

経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない
本人に無断で預貯金を使う 等

経済的虐待のサイン

明らかに年金や賃金収入があるにも関わらず、お金がないと訴えたりお金を使っている
様子がみられない
サービスの利用料や生活費の支払いができていない
年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない

虐待している人は、「しつけ」「指導」を理由にする等、自覚がない場合があります。

虐待が起こるきっかけ

介護者の介護負担や、障がい者との人間関係、障がいの状態など、様々なことがきっかけで虐待が起こりやすくなります。

例えば・・・

- 介護者の介護疲れやストレスで、叩いてしまう
- 常に動き回るので、ケガや事故を防ぐため1人で部屋に閉じ込めてしまう
- 障がい者と支援している人との関係が悪く、暴言を吐いてしまう
- 注意しても言うことをきかないので、必要以上にののしってしまう
- 経済的に苦しく生活が成り立たないので、障がい者のお金をつかってしまう

障害者虐待防止法では、障がい者への虐待を3種類に分けています。

1. 養護者による虐待

障がい者の身の回りの世話や
金銭管理をしている家族・親族
による虐待

2. 障害者福祉施設従事者 等による虐待

障がい者福祉施設等で働いて
いる職員による虐待

3. 使用者による虐待

障がい者を雇用している事業主
による虐待

障がい者に関する悩みは自分だけで抱え込まず、日常で困りごとや悩みがあったら下記までご相談ください。また、悩んでいる方がいたらご紹介ください。

障がい相談支援事業所	住所	電話番号	FAX
福井市地区障がい相談支援事業所 ほくとう 担当地区(春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山)	福井市新保町 16-3-2 クローバーハウス内	43-1229	57-0900
福井市地区障がい相談支援事業所 ほくせい 担当地区(鶉・棗・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新)	福井市燈豊町 43-9-3 九頭竜ワークショップ 七瀬の郷内	080-8998 -0033	83-0153
福井市地区障がい相談支援事業所 なんと 担当地区(豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津)	福井市下六条町 217-4 (福)六条厚生会 本館1階	41-2334	41-4160
福井市地区障がい相談支援事業所 なんせい 担当地区(足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水東、西、南、北・越廼)	福井市有楽町 3-4 松坂ビル 1F 102	50-6572	50-6573
福井市発達障がい相談支援事業所	福井市志比口 2丁目 11-13 ハーツ志比口 2階	97-5731	97-5732